

館林市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度随時監査（工事監査）の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月26日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 野村 晴三

館監第358005号

令和8年3月26日

館林市長 多 田 善 宏 様
館林市議会議長 渋 谷 理 津 子 様

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 野 村 晴 三

随時監査（工事監査）の結果について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する随時監査（工事監査）

3 監査の対象

- （1）対象工事 第二小学校区放課後児童クラブ新築工事
- （2）所管部局 健康こども部こども課

4 監査の実施期間

令和7年11月28日から令和8年3月24日まで

5 監査の着眼点

土木・建築等の工事の執行に関して、設計・施工面で効果的、合理的かつ適正に執行されているか

6 監査の実施内容

本市の建築工事の執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに設計・施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため計画・設計・積算・契約・施工・検査及び監督業務について、契約関係書類及び設計図書等の関連書類の調査、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事の現地を確認した。

なお、工事に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術調査を業務委託し、技術士の派遣を求め監査を実施した。

7 監査の結果

技術士から提出された技術調査報告書、関連書類の調査及び関係職員等から聴取した説明を総合的に検討した結果、監査対象とした建築工事の執行については、設計・施工面で効果的、合理的であり、概ね適正であると認められた。